

ISSUE BRIEF

スパイ防止法案

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 0007 (24/10/86)

<抜粋>

1. 国会上程までの経緯
2. スパイ防止法案の特徴と法案に対する意見
3. スパイ防止法案修正案
4. 今後の動向
5. 外国の立法例

横山 潔
(行政法務課)

調査と情報

第7号

1. 国会上程までの経緯

昭和55年1月の宮永元自衛隊陸将補による防衛庁秘密文書漏洩事件の発覚を契機に、自由民主党内においてスパイ防止法作成の動きが活発化した。侵略を未然に防止し、また侵略に対応するためには防衛秘密や安全保障上の秘密を守ることが必要であるが、現行の法規のみではスパイ防止に不備であることが党内で主張され、同年5月、安全保障調査会特別小委員会（有馬元治委員長）において、「防衛秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」（いわゆる第1次案）が作成された。

この第1次案をふまえて、昭和57年7月に、安全保障調査会法令整備小委員会が第2次案（有馬私案）を作成した。第2次案は、第1次案中の防衛秘密の定義に付けられた「その漏せつが我が国の安全を著しく害するおそれのあるもの」という限定を外したこと、別表に掲げられている防衛秘密の範囲を拡大したこと、外国に通報する目的の探知・収集罪と外国通報罪の成立要件を緩和したこと、単純防衛秘密漏せつ罪を新設したこと等、第1次案と比較して、処罰の枠を広げるものであった。

しかし、いずれの案も、党内において時期尚早の意見が強く、法案提出には至らなかったが、法案の検討は、同委員会において更に続けられ、昭和59年8月に第3次案（箕輪私案）が発表された。この第3次案は、自民党の安全保障調査会、国防部会、基地対策特別委員会の合同会議で一部修正され、党総務会の了承を得て、昭和60年6月、自民党単独の議員立法として、第102通常国会に上程された。

2. スパイ防止法案の特徴と法案に対する意見

国会に上程された法律案の特徴として次の二点を挙げることができる。

第一は、第1次案・第2次案が、その名称を「防衛秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」としていたのに対し、第3次案・上程法律案が「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」と名称変更したことからも明らかなように、保護の対象を防衛秘密から国家秘密に広げたことである。そして、国家秘密とは「防衛及び外交に関する別表に掲げる事項並びにこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、我が国の防衛上秘匿することを要し、かつ、公になっていないものをいう」（第2条）と定義して、防衛秘密に加えて外交秘密も保護することとしている。この外交秘密に含まれるものとして、外交上

の方針、外交交渉の内容、外交上必要な外国に関する情報、外交上の通信に用いる暗号を別表に列挙している。

第二は、死刑・無期懲役を含む罰則を新たに設けたことである。新設規定は、1. 外国に通報する目的をもって、または不当な方法で、国家秘密を探知・収集した者で、探知・収集した国家秘密を外国に通報したもの、および国家秘密を取り扱うことを業務とし、または業務としていた者で、業務により知得・領有した国家秘密を外国に通報したものを無期または3年以上の懲役に処する規定（5条1・2号）、2. その結果我が国の安全を著しく害する危険を生じさせたときは、死刑または無期懲役に処する規定（4条1・2号）3. 外国通報目的のない場合や不当な方法でない場合、および国家秘密取扱い業務者でない場合であっても、国家秘密を外国に通報して、我が国の安全を著しく害する危険を生じさせた者も、無期または3年以上の懲役に処する規定（5条3号）である。

しかし、この法律案は、野党各党において反対の意見が強く、また自民党内においても慎重論が唱えられたこともあって、実質審議は行われないまま、継続審議に付せられることが決まった。ところが、第103臨時国会においても実質審議は行われず、社会、公明、民社、社民連の野党四党は、廃案に向けて共同歩調をとる方針を確認し合い、また連立与党の新自由クラブも、自民党に対して廃案申し入れを行ったため、中曽根総理は、抜本的に再検討し直して国会審議をしてもらうこととして、結局本法案は廃案と決定した。

一方、国会外の諸団体からも、この法案に対し反体声明が発表された。例えば日本新聞協会の見解は、国の安全を危うくするスパイ活動を許すことはできないとしながらも、報道機関の立場から、次のように法案反対を表明している。

『国政に係わる情報が広く国民に公開されることは民主主義社会にとって不可欠の重要事である。もちろん国の安全を危うくするスパイ活動を許すことはできない。しかし、「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」には、民主主義社会の根幹をなす表現の自由を制約する恐れのある多くの条項が盛り込まれている。

立法の推進者は、「報道機関の正当な取材・報道活動を妨げるものではない」と強調するが、この法案は、「外国に通報する目的」「不当な方法で探知・収集する」など抽象的な規定が多く、本来法律に要請される精密な構成要件を欠いており、表現の自由を侵す恐れが強い。

従って、この法案の立法化には強く反対する。』

また日本弁護士連合会の意見書は、国家秘密の範囲、秘密指定の要件、秘密指定の権限等が無限定であること、構成要件が不明確・無限定であって、罪刑法定主義の原則に反すること、死刑の廃止が国際的潮流となっている中で、死刑を設けることは時代の流れに逆行するものであること、裁判公開の原則に従えば秘密を明らかにしなければならないし、秘密を保持すれば裁判を公開することはできないのであるから、国家秘密の保護は裁判の公開と対立すること等を挙げて、法律案は、国民の知る権利、言論と報道の自由その他、基本的人権を侵害する重大な危険性を備えているものであって、部分的修正によって治癒することのできるものではない、としてこの法案に反対している。

3. スパイ防止法案修正案

抜本的に再検討するとして廃案となったスパイ防止法案は、自民党スパイ防止法制定に関する特別委員会（松永光委員長）の下で検討が加えられ、国会内外からのこれまでの意見をふまえて、昭和61年5月、修正案が決定され、その内容が、6月3日付の自民党機関誌「自由新報」に掲載された。

同誌は、修正点として次の諸点を挙げている。1. 秘密の対象を国家秘密から防衛秘密に限定し、「防衛秘密」の定義規定を置いた。2. 「不当な方法」についても定義規定を定めた。3. 国の行政機関の長に対し、防衛秘密の指定とその指定の解除についての義務を課して、防衛秘密に属さないものを指定することがないようにするとともに、防衛上秘匿する必要のなくなったものについては速やかに解除しなければならないこととした。また防衛秘密取扱い者に対する、秘密が漏れないための注意義務を定めた。4. 法律案の死刑または無期懲役の法定刑を定めていた規定を削除した。5. 防衛秘密漏示罪の主体は、防衛秘密を取り扱うことを業務とし、または業務としていた者、およびその他の業務により防衛秘密を知得・領有した者のみに限定し、その他の者による漏示行為は処罰しないこととした。また過失防衛秘密漏示罪の主体は、防衛秘密を取り扱うことを業務とし、または業務としていた者のみに限定した。6. 予備罪を削除した。7. 法律解釈の適用に当たって侵害してはならない基本的人権の例示として表現の自由を加えるとともに、出版・報道の業務に従事する者が、専ら公益を図る目的で、防衛秘密を公表し、またはそのために正

当な方法により業務上行った行為は罰せられない旨の規定を定めた。

これらの修正事項には、先に挙げた日本新聞協会や日本弁護士連合会の反論が、大きく影響を及ぼしているものと思われる。修正案の構成要件とその処罰は、次の表とおりである。

スパイ防止法案修正案の構成要件と法定刑

構成要件	既遂犯の 処罰	未遂犯の 処罰	陰謀・教唆・せん動の処罰
外国に通報する目的をもって、または不当な方法で、防衛秘密を探知・収集した者で、探知・収集した防衛秘密を外国に通報したもの	無期または3年以上の懲役（4条1号）	有（8条）	10年以下の懲役（10条1・5号）
防衛秘密を取り扱うことを業務とし、または業務としていた者で、業務により知得・領有した防衛秘密を外国に通報したもの	無期または3年以上の懲役（4条2号）	有（8条）	10年以下の懲役（10条1・5号）
外国に通報する目的をもって、防衛秘密を探知・収集した者	2年以上の 有期懲役（5条1号）	有（8条）	7年以下の懲役（10条2・5号）
防衛秘密を外国に通報した者	2年以上の 有期懲役（5条2号）	有（8条）	7年以下の懲役（10条2・5号）
不当な方法で、防衛秘密を探知・収集した者	10年以下の懲役（6条1号）	有（8条）	5年以下の懲役（10条3・5号）
防衛秘密を取り扱うことを業務とし、または業務としていた者で、業務により知得・領有した防衛秘密を他人に漏らしたもの	10年以下の懲役（6条2号）	有（8条）	5年以下の懲役（10条3・5号）
6条2号の罪の過失犯	2年以下の禁錮または20万円以		

業務により知得・領有した防衛秘密を他人に漏らした者	下の罰金(9条) 5年以下の懲役(7条)	有(8条)	3年以下の懲役(10条4・5号)
---------------------------	-------------------------	-------	------------------

4. 今後の動向

中曽根総理は、昭和61年7月23日の内閣記者会での会見においてスパイ防止法案の提出について質問を受け、席上、国の防衛・外交秘密を守ることは、国益上大変重要であつて、そのための法案を作るのは正しいと考えていると述べ、前回の法案を練り直して、ジャーナリズムの知る権利を守り、不当に人権を抑圧しない法案にし、臨時国会か別の国会に提出する意向である旨を表明した。修正事項に対し、各界各層がどのような対応を示すか注目されるところである。

修正案が示すように、秘密や構成要件の限定・明確化・絞り込みや、死刑の削除等の方法で一致点を見出すことができるのか、この種の法律を設けなくても、既存の法律で十分対処することができるのか、あるいは、国民に対し秘匿されるような事項は存在しないのか、基本思想に触れる問題であるだけに、関係方面において意見の分かれることが予想される。

なお、修正案は、保護される秘密を「国家秘密」から「防衛秘密」に限定し、これに該当する事項を別表に掲げているが、法律案2条に定めた「国家秘密」と修正案2条に定めた「防衛秘密」のそれぞれの定義規定そのものは同一文言となっており、別表中の自衛隊に関する事項に若干の手直しがなされたほか、法律案別表中の「外交に関する事項」に掲げられている外交上の方針、外交交渉の内容、外交上必要な外国に関する情報、外交上の通信に用いる暗号が、修正案では、それぞれ、「我が国の安全保障に係る」外交上の方針・外交交渉の内容・外交上の通信に用いる暗号・外国に関する情報と改められた。